

新潟県 IT&ITS 推進協議会 人材育成事業助成金交付実施要領 <新旧対照表>

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(助成金の対象となる研修)</p> <p>第3条 助成金の交付対象とする研修は、次の各号に該当する研修とする。</p> <p>(1) ITスキル標準又は組込みスキル標準に準拠した研修</p> <p>(2) 年度計画が明確化されている研修</p> <p><u>(3) 研修時間が20時間未満の研修</u></p> <p><u>(4) 修了証の交付がある研修</u></p> <p>付則 この要領は、平成29年6月16日から施行する。</p> | <p>(助成金の対象となる研修)</p> <p>第3条 助成金の交付対象とする研修は、次の各号に該当する研修とする。</p> <p>(1) ITスキル標準又は組込みスキル標準に準拠した研修</p> <p>(2) 年度計画が明確化されている研修</p> <p><u>(3) 修了証の交付がある研修</u></p> <p>付則 この要領は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p><u>付則 この要領は、平成30年6月22日から施行する。</u></p> |